

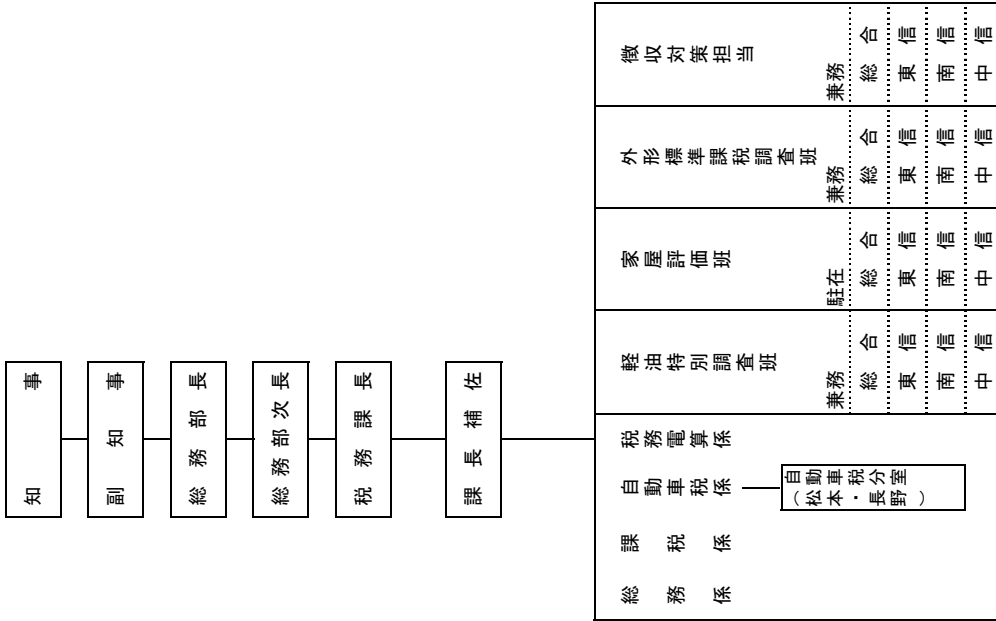
第 2 機 構

- 1 税務機構図
- 2 税務事務分掌（本庁、県税事務所及び地域事務所）
- 3 税務職員の配分数・現員

1 税 務 機 構 図

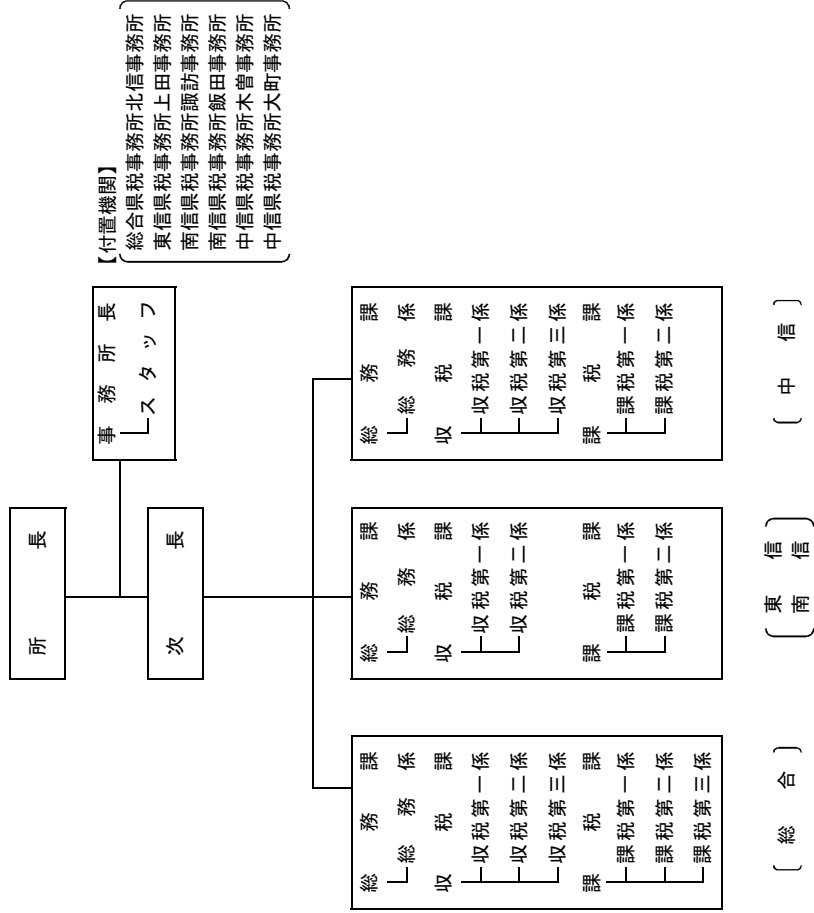
令和6年4月1日現在

【本 庁】



※ 軽油特別調査班は県税事務所課税課の職員に兼務させる。
 ※ 家屋評価班は、県税事務所所に駐在する。
 ※ 外形標準課税調査班は本庁の本務職員のほか、県税事務所課税課の職員に兼務させる。
 ※ 徴収対策担当は本庁の本務職員のほか、県税事務所又は地域事務所の職員に兼務させる。

【県税事務所】



2 税 務 事 務 分 掌

(1) 本庁

総 務 係	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の人事に関する事。 2 職員の服務、給与に関する事。 3 歳出予算の編成及び執行に関する事。 4 物品の出納及び管理に関する事。 5 公印の管守に関する事。 6 文書の収受、保存に関する事。 7 税理士登録に関する事。 8 県税歳入予算の編成及び決算に関する事。 9 条例、規則の制定、改廃に関する事。 10 地方交付税の資料調査に関する事。 11 収入管理事務に関する事。 12 事務改善に関する事。 13 税務広報、税務統計に関する事。 14 職員の研修に関する事。 15 租税教育に関する事。 16 納税貯蓄組合に関する事。 17 納税者の表彰に関する事。 18 税政研究会に関する事。 19 政策税制に関する事。 20 ふるさと信州寄付金に関する事。
課 税 係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民税に関する事。 2 事業税に関する事。 3 外形標準課税に関する事。 4 地方法人特別税に関する事。 5 鉱区税に関する事。 6 地方消費税に関する事。 7 県たばこ税に関する事。 8 ゴルフ場利用税に関する事。 9 軽油引取税に関する事。 10 狩猟税に関する事。 11 不動産取得税に関する事。 12 固定資産税（大規模償却資産）に関する事。
自 動 車 税 係	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車税（種別割）に関する事。 2 自動車税（環境性能割）及び自動車取得税に関する事。
税 務 電 算 係	税務電算システムに関する事。
軽 油 特 別 調 査 班	軽油引取税に関する専門的調査及び指導に関する事。
家 屋 評 価 班	不動産取得税に係る家屋評価及び指導に関する事。
外形標準課税調査班	法人事業税の付加価値割及び資本割の調査事務に関する事。
自 動 車 税 分 室 (松 本 ・ 長 野)	<ol style="list-style-type: none"> 1 自動車税（種別割・環境性能割）及び自動車取得税の収納事務に関する事。 2 自動車税種別割に係る証明書の交付に関する事。
徴 収 対 策 担 当	<ol style="list-style-type: none"> 1 県税の徴収対策に係る企画及び調整に関する事。 2 滞納税額が高額又は徴収することが困難である県税（個人県民税を除く。）及びその付帯債権の徴収及び滞納処分に関する事。 3 個人県民税及び個人県民税に係る付帯債権の未収金対策に関する事。 4 長野県地方税滞納整理機構負担金に関する事。

(2) 県税事務所及び地域事務所

総務課	県税その他徴収金の収納管理及び庶務に関すること。
総務係	
収税課	県税の徴収、滞納処分及び市町村税の徴収支援に関すること。
収税第一係	
収税第二係	
収税第三係	
課税課	県税の賦課に関すること。
課税第一係	県税の賦課（不動産取得税を除く。）に関すること。
課税第二係	県税の賦課（主として不動産取得税）に関すること。
課税第三係	県税の賦課（不動産取得税を除く。）に関すること。
スタッフ	県税その他徴収金の収納管理及び庶務並びに県税の徴収、滞納処分及び市町村税の徴収支援に関すること。

3 税務職員の配分数・現員

(令和6.8.1現在)

	係数	職員配分数	現員	所長及び事務所長	係 別 人 員																	税務事務員	
					総務係	収税第一係	収税第二係	収税第三係	課税第一係	課税第二係	課税第三係	スタッフ	総務係	課税係	自動車税係	税務電算係	軽油特別調査班	家屋評価班	調外形標準課(税務委託)	自動車税分室	徴収対策担当		
総合	7	43	43	1	6	5	5	4	9	8	5	-	-	-	-	-	(1)	(1)	(1)	-	(2)	3	
総合北信	-	7	6	1	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
東信	5	32	31	1	6	5	4	-	8	7	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)	(1)	-	(1)	2	
東信上田	-	11	12	1	-	-	-	-	-	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(1)	1
南信	5	34	35	1	6	4	3	-	10	11	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)	(1)	-	(1)	2	
南信諏訪	-	12	12	1	-	-	-	-	-	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
南信飯田	-	10	10	1	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(1)	1
中信	6	40	42	1	6	6	5	4	11	9	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)	(1)	-	(2)	3	
中信木曾	-	5	6	1	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中信大町	-	6	6	1	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	23	200	203	10	24	20	17	8	38	35	5	46	-	-	-	-	(4)	(4)	(4)	-	(8)	13	
本庁	4 2班	37	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	9	6	5	-	4	3	-	3	3	
合計	27 2班	237	244	10	24	20	17	8	38	35	5	46	11	9	6	5	- (4)	4 (4)	3 (4)	-	3 (8)	16	

- 1 本庁の税務課長、課長補佐は総務係に含む。
- 2 県税事務所の次長は総務係、収税課長は収税第一係、課税課長は課税第一係に含む。
- 3 軽油特別調査班、家屋評価班、外形標準課税調査班、徴収対策担当欄の()書きは、県税事務所の兼務者数を示す。
- 4 欠員補充の任期付職員、臨時的任用職員を含む。